

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○指定納付受託者の指定	(税 務 課)	一
○地籍調査事業計画の策定	(地 域 振 興 課)	一
○農業振興地域の変更	(農 業 振 興 課)	二
○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(畜 産 課)	五
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	五
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	五
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	五
○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	五
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	五
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	六
○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	六
○都市計画の変更	(都 市 計 画 課)	六
○事務所の所在地等を確認できない宅地建物取引業者(二件)	(建 築 宅 地 課)	六

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(森林整備課)

七

告 示

○宮城県告示第三百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号

三井住友カード株式会社 大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

個人事業税及びこれに係る延滞金

不動産取得税及びこれに係る延滞金

自動車税種別割(令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。)及びこれに係る延滞金

金

三 指定期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	古町四丁目一単位区域
名取市	愛島笠島字洞谷山等四単位区域

川崎町

大字川内字老髪山等二単位区域
大字川内字百尋山の一部区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、令和二年宮城県告示第二百五十六号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和五年五月十六日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

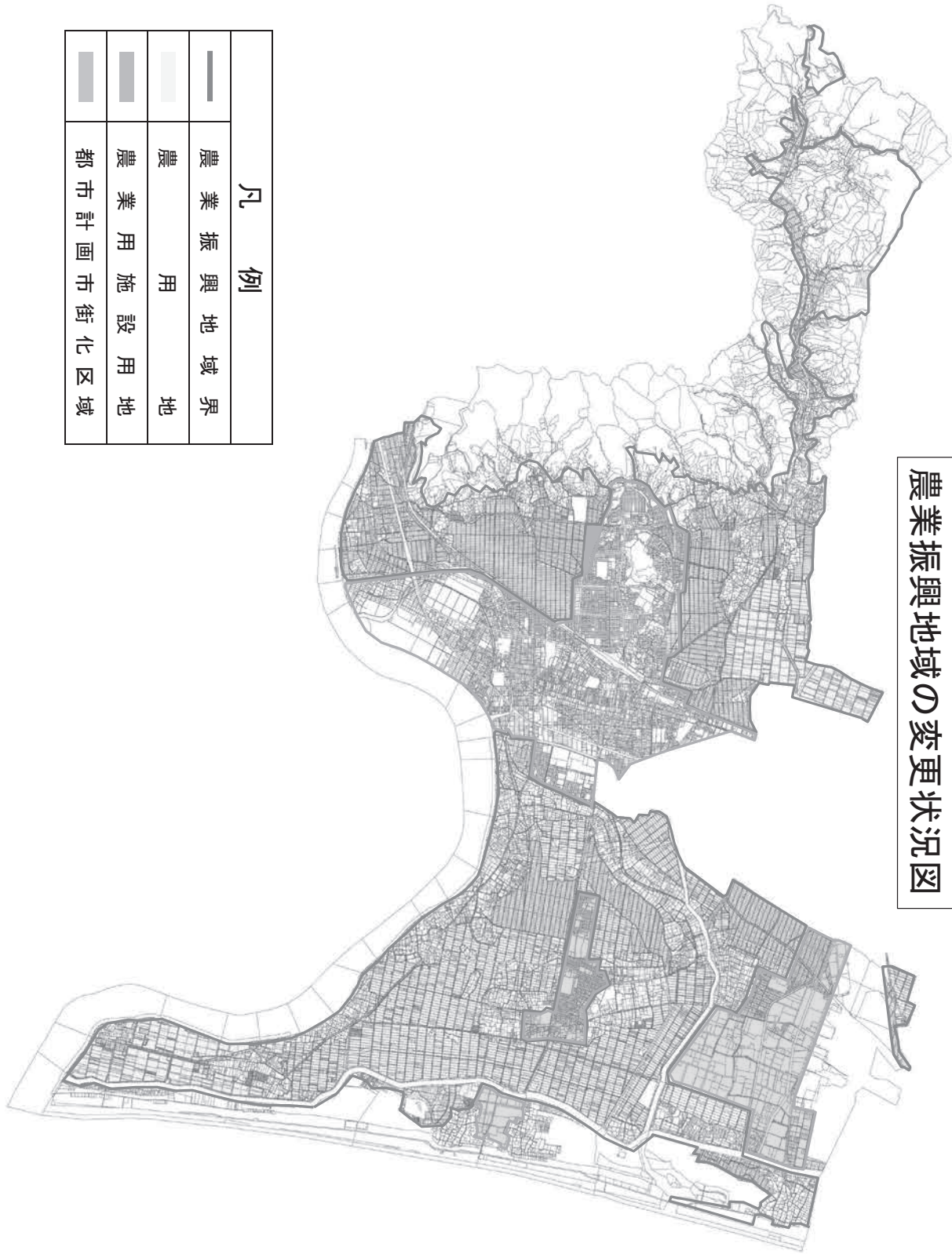
令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

次の平面図のとおり

凡 例	
	農 業 振 興 地 域 界
	農 地
	農 業 用 施 設 用 地
	都 市 計 画 市 街 化 区 域



農業振興地域の変更状況図



○宮城県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和五年三月八日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柧木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和五年三月二十四日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一

新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和五年三月八日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柧木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十六号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和五年三月二十八日次のとおり委託した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和五年三月十七日次のとおり委託した。
 令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

岩沼市 北長谷字内田、同字畑新田、同字畑松崎及び同字堰下の各一部、松ヶ丘二丁目の一部、

松ヶ丘二丁目の一部

○宮城県告示第三百八十九号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

有限会社洋広不動産商事

二 代表者の氏名

赤井澤 洋子

三 事務所の所在地

仙台市宮城野区栄四丁目十四番十四号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十九年十月八日 宮城県知事（九）第二千九百四号

○宮城県告示第三百九十号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

有限会社大東不動産

二 代表者の氏名

原田 順子

三 事務所の所在地

柴田郡大河原町大谷字町向百番地の九

四 免許年月日及び免許証番号

平成三十年十月二十二日 宮城県知事(七)第三千九百八十五号

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度県有林管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月二十三日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
- 五 契約金額 八千五百八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当